

平成29年分 確定申告と住民税の申告相談日程表

月	日	曜日	川辺地区		中津地区		美山地区	
			午前 9:00~11:30	午後 13:30~16:00 (毎週木曜日は20:00まで)	午前 9:00~11:30	午後 13:30~16:00	午前 9:00~11:30	午後 13:30~16:00
2	16	金	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	17	土						
	18	日						
	19	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		浅間・打尾(打尾集会所) 李・愛川(李公民館) 初湯川・上初湯川(上初湯川集会所) 猪谷(猪谷集会所)	美山支所
	20	火	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	21	水	本庁(1階特設会場)		中津支所		寒川出張所	美山支所
	22	木	本庁(1階特設会場)	蛇尾・早藤・玄子・松瀬 (早藤集会所)	中津支所		美山支所	
	23	金	本庁(1階特設会場)	山野・三津川・大滝川・市川 (山野会館)	中津支所		熊野川(熊野川生改センター) 滝頭(滝頭集会所) 笠松・平・愛口(平集会所)	美山支所
	24	土						
	25	日						
	26	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	27	火	本庁(1階特設会場)	三百瀬・平川・伊藤川・藤野川 (平川公民館)	中津支所		美山支所	
	28	水	本庁(1階特設会場)	江川(コミュニティ防災センター)	中津支所	旧川中支所 13:30~15:00	美山支所	
3	1	木	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	2	金	本庁(1階特設会場)	和佐(和佐公民館)	中津支所		美山支所	
	3	土						
	4	日						
	5	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	6	火	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	7	水	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	8	木	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	9	金	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	10	土						
	11	日						
	12	月	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	13	火	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	14	水	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	
	15	木	本庁(1階特設会場)		中津支所		美山支所	

○各地区の申告相談日は上記のとおりですが、役場、支所、御坊税務署でも随時受け付けています。
○税務署から来署案内のあった方は、税務署で申告相談を行ってください。

■お問合せ 税務課 ☎22-8841 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321

確定申告と住民税申告のご案内

平成29年分確定申告、平成30年度(平成29年分)個人町・県民税申告を2月16日(金)から3月15日(木)まで受け付けます。申告が必要な方は、必要書類などを準備し、なるべくお早めに申告してください。

なお、収入がなかった方でも、非課税(所得)証明書の発行や国民年金の免除、就学援助などの関係で申告が必要な場合があります。また、国民健康保険に加入されている方は、申告をされませんと、軽減適用を受けられないなど不利益となる場合がありますので、ご注意ください。



申告が必要な方

平成30年1月1日現在、町内に住んでいる(住んでいた)方で、次に該当する方

- ◇自営業、農林業、その他の事業を営んでいる方(保険外交員、歩合制営業職などを含む)
- ◇家賃、地代収入等の不動産所得のある方
- ◇給与と所得以外に所得がある方、または2か所以上から給与を受けている方
- ◇平成29年中に退職し、その後就職していない方
- ◇パートやアルバイトで一定の所得がある方 ◇その他の所得がある方
- ◇雑損控除、寄付金控除、医療費控除などを受けようとする方

ただし、税務署へ確定申告をする方や、給与所得のみの方で勤務先において年末調整済みの方は、申告は不要です。



申告受付日時

2月16日(金)~3月15日(木)です。

詳しくは次頁の日程表をご覧ください。
※本庁では、毎週木曜日は20:00まで受け付けます。

必要書類等

- ◇申告書・印鑑 ◇収支内訳書(事業所得、不動産所得のある方)
- ◇源泉徴収票(給与・年金・パート収入等の方(源泉徴収票のない場合は雇用主、日数、日当等のわかる書類))
- ◇各種控除関係書類(国民年金・生命保険等の支払証明、医療費の控除の明細書等)
- ◇通帳など金融機関の口座番号のわかるもの(振替納税や還付申告の方)
- ◇個人番号カード(通知カード+運転免許証等)

その他

◇『公的年金等の収入金額が400万円以下』かつ『公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下』の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告書の提出が不要になりました(※ただし医療費控除などによる所得税の還付を受けるための確定申告をすることはできません)が、住民税の申告は必要です。

公的年金などの源泉徴収票に記載された以外の控除(医療費控除、生命保険料控除など)がある場合には、申告をすることにより、所得税および住民税の所得控除を受けることができます。

◇事業所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含みます)は、平成26年1月から記帳・帳簿書類、領収書等の保存が必要です。